

## 都立特別支援学校における医療的ケアの実施について

都立特別支援学校では、主治医の皆さまをはじめとした、医療関係者の皆さまの御協力をいただき、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒の教育の充実を図ってまいりました。都立特別支援学校における医療的ケアの安全かつ適切な実施に、特段の御協力と御配慮をお願いいたします。

なお、都立特別支援学校以外の公立学校では、設置者により取扱いに違いがありますので、御留意ください。

### <主治医の皆さまへのお願い>

#### ○医療的ケアの実施行為の指示をお願いします。

- ・ 学校の看護師に対して、医師が不在の環境下においても安全に実施できる範囲で、医療的ケアの実施行為の指示をお願いします。
- ・ 医療的ケアの実施の指示は、指示書によりお願いします。学校は指示書に基づいて、実施行為の手順書を作成し、その手順書に従って医療的ケアを実施します。

#### ○保護者への情報提供をお願いします。

- ・ 診療行為に関する説明と同様に、保護者に対して、学校環境下で実施する医療的ケアのメリットとリスクに関する説明をお願いします。

#### ○学校との緊密な連携をお願いします。

- ・ 学校で安全に医療的ケアを実施するために、具体的な助言をお願いいたします。
- ・ 対象となる幼児・児童・生徒の診察に同行し、担任や養護教諭がお話を伺うこともございます。

### 1 都立特別支援学校における医療的ケアについて

#### (1) 医療的ケアとは

経管栄養及びたんの吸引など日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為です。治療行為として実施する医行為とは区別しています。

#### (2) 医療的ケアを実施する目的

児童・生徒が安全で安心して学ぶことができるようにすることです。

#### (3) 医療的ケアの実施内容等について

##### ① 医療的ケアの実施項目

東京都教育委員会が都立特別支援学校で実施対象にできるとした12項目から、各都立特別支援学校が実施項目を選択し、医療的ケア実施要項で定めています。

##### ② 医療的ケアの実施の判断

医療的ケアの実施の判断は、同じ行為であっても児童・生徒により実施行為に個別性が高いた

### <実施対象にできる医療的ケアの項目>

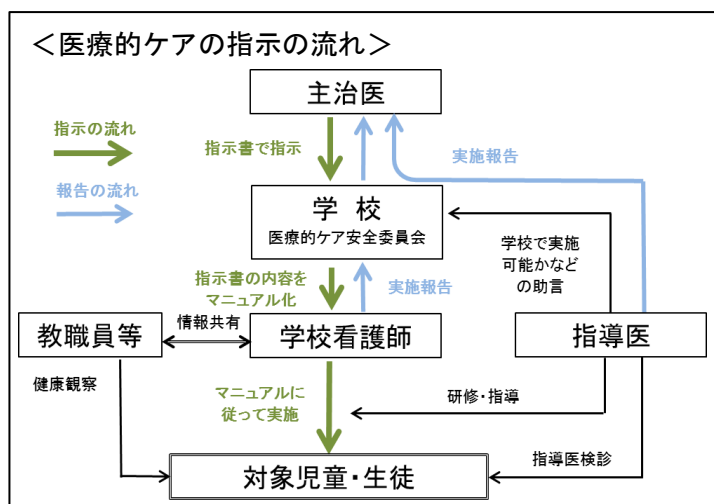
- (1) 吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) エアウェイの管理
- (5) 定時の薬液の吸入
- (6) 気管切開部の衛生管理
- (7) 胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- (8) 日常的酸素管理
- (9) 非侵襲的（マスク式）陽圧換気療法  
法の管理
- (10) 気管切開下における人工呼吸器の  
管理
- (11) 血糖値測定及びその後の処置
- (12) 排痰補助装置の使用

「都立特別支援学校における  
医療的ケア実施要項」より抜粋

め、一律に判断せず、個別に判断を行います。

## 2 都立特別支援学校における医療的ケアの指示について

- 学校は、主治医からの医療的ケアの実施行為の指示は、書面によりお受けします。
- 学校は、主治医に対して医療的ケアの実施に関する書面による報告（相談）を行い、実施者としての責任を果たします。
- 医療的ケアの指示・報告の流れは右図の通りとなります。
- 学校は、授業や行事などがあり、就学前施設と生活のリズムが異なります。そのため、医療的ケアを実施する時間などについて調整の依頼をする場合がございます。



### ＜参考①＞ 指導医の役割について

- 医師不在の環境下で医療的ケアを安全に実施するために、指導医を委嘱しています。
- 学校環境下で安全に実施できるかどうか、授業中の観察や検診を通して、学校に指導・助言します。
- 医療的ケアの実施手順の確認や実施行為の研修を行います。

### ＜参考②＞ 肢体不自由特別支援学校とその他の障害種別の特別支援学校との比較表

	肢体不自由特別支援学校	視覚障害・聴覚障害・知的障害及び病弱教育の都立特別支援学校
医療的ケア実施者	常勤看護師、非常勤看護師 教員※、学校介護職員※ (※認定特定行為業務従事者)	非常勤看護師
登録特定行為事業者	事業者として登録	—
指示書の記入(様式)	指示書は、医療保険適用 (ただし、都様式 1-1, 2 のみ)	医療保険適用外 (例外 : 肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校)
有効期限	有効期限 6 か月未満	最長 1 年間 (ただし、状態が安定しているなど、更新の必要を主治医が認めない場合)

### ＜参考③＞ 保護者付添期間短縮化に向けた東京都教育委員会の取組

令和3年に成立したいわゆる「医ケア児支援法」の立法目的である、「医療的ケア児の健やかな成長」と「家族の離職の防止」の観点から以下の取組を推進しております。

#### ○医療的ケア児専用通学車両の運行

医療的ケア児の通学保障の観点から都では平成30年から医療的ケア児専用通学車両を運行し、車内で医療的ケアを実施しています。主治医の皆様にご記載いただく意見書の内容に従って、車内で医療的ケアを実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### ○保護者付添い期間の短縮化

健康観察等の医療的ケア実施に向けた手順を入学前から実施する事業です。具体的には就学前施設での健康観察等の実施や就学前からの指導医健診等の実施です。学校での医療的ケア実施にあたり、指示書の記載など必要になりますので、こちらも合わせてご協力をお願いいたします。

＜問合せ先＞ 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎北側 15 階

TEL 03 (5320) 7494 (直通)